

許可等の有効期間の延長に関する法律案新旧対照条文

○ 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和二十八年法律第五十二号) (第一条関係)

改正案	現行
<p>(不動産鑑定業者の登録)                      第二十二条 (略)                      2 不動産鑑定業者の登録の有効期間は、五年とする。                      3～5 (略)</p>	<p>(不動産鑑定業者の登録)                      第二十二条 (略)                      2 不動産鑑定業者の登録の有効期間は、三年とする。                      3～5 (略)</p>

○ 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（許可の有効期間）  <del>第六十条</del> 第五十六条の許可の有効期間は、許可の日から起算して五年とする。</p>	<p>（許可の有効期間）  <del>第六十条</del> 第五十六条の許可の有効期間は、許可の日から起算して三年とする。</p>

○ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）（第二条関係）（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
6	5 2 4	6	5 2 4
(略)	登録の有効期間は、 <u>六年</u> とする。	(略)	登録の有効期間は、 <u>三年</u> とする。
第十二条の二 (略)		第十二条の二 (略)	
(登録)		(登録)	

○ 食品衛生法 (昭和二十二年法律第二百二十三号) (第四条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(営業の許可) 第二十一条 (略)</p> <p>③ 都道府県知事は、第一項の許可に五年を下らない有効期間その他の必要な条件を付けることができる。</p>	<p>(営業の許可) 第二十一条 (略)</p> <p>③ 都道府県知事は、第一項の許可に四年を下らない有効期間その他の必要な条件を付けることができる。</p>

改 正 案	現 行
<p>(開設の許可)  <b>第五条 (略)</b>                  2 前項の許可は、<u>六年</u>ことにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。                  (医薬品の販売業の許可)  <b>第二十四条 (略)</b>                  2 前項の許可は、<u>六年</u>ことにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。</p>	<p>(開設の許可)  <b>第五条 (略)</b>                  2 前項の許可は、<u>三年</u>ことにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。                  (医薬品の販売業の許可)  <b>第二十四条 (略)</b>                  2 前項の許可は、<u>三年</u>ことにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。</p>

○ 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律三百三三号) (第六条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(営業の登録)                      第四条 (略)                      2・3 (略)                      4 製造業又は輸入業の登録は、五年ごとに、販売業の登録は、六                      年ごとに、更新を受けなければ、その効力を失う。</p>	<p>(営業の登録)                      第四条 (略)                      2・3 (略)                      4 製造業又は輸入業の登録は、五年ごとに、販売業の登録は、三                      年ごとに、更新を受けなければ、その効力を失う。</p>

○ 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（免許の有効期間）                      第五十条の二 向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者又は向精神薬使用業者の免許の有効期間は、免許の日から五年とし、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許の有効期間は、免許の日から六年とする。</p>	<p>（免許の有効期間）                      第五十条の二 向精神薬業者の免許の有効期間は、免許の日から三年とする。</p>

○ 健康保険法 (大正十一年法律第七十号) (第八条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(保険医療機関及び保険薬局の指定) 第四十三条ノ三 (略) ②・③ (略) ④第一項ノ指定ハ指定ノ日ヨリ起算シ六年ヲ経過シタルトキハ其ノ効力ヲ失フ ⑤・⑥ (略)</p>	<p>(保険医療機関及び保険薬局の指定) 第四十三条ノ三 (略) ②・③ (略) ④第一項ノ指定ハ指定ノ日ヨリ起算シ三年ヲ経過シタルトキハ其ノ効力ヲ失フ ⑤・⑥ (略)</p>



○ 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成二年法律第六十六号）（第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（許可の有効期間） 第七条 第二条の許可の有効期間は、許可の日から起算して六年とする。</p>	<p>（許可の有効期間） 第七条 第二条の許可の有効期間は、許可の日から起算して三年とする。</p>

○ 特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）（第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（許可の有効期間） 第三十四条 第三十条の許可の有効期間は、許可の日から起算して六年とする。	（許可の有効期間） 第三十四条 第三十条の許可の有効期間は、許可の日から起算して三年とする。

改 正 案	現 行
<p>（承認の有効期間）                      第二十五条 第二十三条第一項の承認は、<u>三年以上十年以内</u>において政令で定める期間にその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。                      2                      （略）</p>	<p>（承認の有効期間）                      第二十五条 第二十三条第一項の承認は、<u>一年以上七年以内</u>において政令で定める期間にその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。                      2                      （略）</p>

○ 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律二百四号）（第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（容器検査所の登録）                      第五十条 容器検査所の登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間（ことにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。）                      2 4 （略）</p>	<p>（容器検査所の登録）                      第五十条 容器検査所の登録は、三年（ことにその更新を受けなければ、効力を失う。）                      2 4 （略）</p>

○ 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）（第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（存続期間及びその延長） 第七十六条 租鉱権の存続期間は、登録の日から十年以内とする。 2~4 (略)</p>	<p>（存続期間及びその延長） 第七十六条 租鉱権の存続期間は、登録の日から五年以内とする。 2~4 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第三條（登録）                      2 前項の登録は、二年間有効とする。                      3 第一項の登録の有効期間満了の後引き続き水洗炭業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。この場合において当該登録は、二年間有効とする。</p>	<p>第三條（登録）                      2 前項の登録は、一年間有効とする。                      3 第一項の登録の有効期間満了の後引き続き水洗炭業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。この場合において当該登録は、一年間有効とする。</p>

○ 旅行業法（昭和二十七年法律第二百二十九号）（第十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（登録の有効期間）                      第六条の二 旅行業の登録の有効期間は、登録の日から起算して五                      年とする。</p>	<p>（登録の有効期間）                      第六条の二 旅行業の登録の有効期間は、登録の日から起算して三                      年とする。</p>

○ 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）（第十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（取引主任者証の交付等）                      第二十二條の二（略）                      2 （略）                      3 取引主任者証（第五項の規定により交付された取引主任者証を                      除く。）の有効期間は、五年とする。                      4～8 （略）</p>	<p>（取引主任者証の交付等）                      第二十二條の二（略）                      2 （略）                      3 取引主任者証（第五項の規定により交付された取引主任者証を                      除く。）の有効期間は、三年とする。                      4～8 （略）</p>